

事業名	かわまちづくり支援制度	28
根拠法令等	河川法	
制度の概要	目的	河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」の推進に対して、河川管理者が支援する制度
	補助対象	県
	内容	<p>市町村及び民間事業者等が河川管理者と共同で以下の内容を定めた「かわまちづくり」計画を策定し、国へ登録申請を行う。</p> <p>(1) 水辺とまちづくりに関する基本方針 (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策） (3) 推進主体 (4) 安全な河川利用に向けた取組 (5) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組 (6) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組 (7) 維持管理計画 (8) その他特筆すべき事項</p> <p>河川管理者は計画に基づき、水辺整備等のハード支援や地域づくりのフォローアップ等のソフト支援を行う。</p>
	補助率	県：該当する交付金事業の補助率、県単独事業 市町村：単独事業もしくは別途事業
担当課 及び 連絡先	河川課 川づくり係 027-226-3626	
実績	平成30年度 みなかみ町かわまちづくり(利根川) <参考> 国土交通省管理河川 2地区 (利根川利根大堰上流地区(千代田町)、烏川高松地区(高崎市))	

事業名	水辺の楽校プロジェクト	29
根拠法令等	河川法	
制度の概要	目的	河川の持つ様々な機能を活かし、子供達が身近な自然環境の学びの場として川で遊べる水辺を整備
	施行者	県及び市町村
	対象箇所	指定区間内の一級河川
	事業内容	市町村等の要望に基づき水辺に近づきやすく、水とふれあえる学びの場や遊びの場となるよう堤防の緩傾斜化やワンド遊歩道を整備 ○県（河川管理者）は、堤防・護岸等河川管理施設の整備 ○市町村は、水辺に親しむための施設の整備
	補助率	県：該当する交付金事業の補助率、県単独事業 市町村：単独事業もしくは別途事業
担当課及び連絡先	河川課 川づくり係 027-226-3626	
実績	平成20年度 牛池川、桜川 平成21～28年度 桜川	